

風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案について

（付議の要旨）

世田谷区風景づくり計画に基づく「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」素案を取りまとめたので報告する。

1. 主旨

屋外広告物は、風景に大きな影響を与える要素の一つであるため、世田谷区風景づくり計画では「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」（以下、ガイドラインという。）を作成することとしている。ガイドラインでは、風景づくり計画で定めた「屋外広告物の表示に関する基本事項」を具体化して屋外広告物設置者へ示すことにより、地域の風景への配慮を促し、風景づくりの誘導を進めていく。

ガイドラインについては、骨子をもとに、区民意見交換会での意見や、庁内の関係所管からなる検討委員会及び世田谷区風景づくり委員会における検討を踏まえ、このたび素案をまとめたので報告する。

なお、ガイドラインによる屋外広告物の協議について、風景づくり条例（以下、「条例」という。）に新たに位置づける。

2. 経過

平成27年11月25日～	世田谷の広告風景を考える連続ワークショップ	
平成28年2月13日		（全4回）
6月	「広告風景のデザインブック」 ¹ の発行	
6月8日	風景づくり委員会（平成27年度取組み報告）	
10月27日	風景づくり委員会（ガイドラインの方向性について審議）	
11月19日	区民意見交換会	
平成29年1月18日	風景づくり委員会（骨子(案)の審議）	
2月13日	政策会議（骨子(案)報告）	
2月28日	都市整備常任委員会（骨子報告）	
3月10日	ガイドライン骨子の公表	
4月29日	区民意見交換会	
6月30日	風景づくり委員会（素案の審議）	

1：屋外広告物の特徴や魅力的な広告風景をつくるためのポイントを紹介した啓発冊子。

3. 区民意見交換会の結果

目 的：ガイドライン骨子及び広告風景に対する考え方や意識の把握

開催日時：平成29年4月29日

広報媒体：区のお知らせ、ホームページ、出張所等でのチラシ配布など

参加者：23名

- 主な意見：
- ・色数や文字量が多いとゴチャゴチャしているとともに、情報が埋もれてしまう。色数や文字量を絞ることで、街並みも良くなり情報も読み取りやすくなるのではないか。
 - ・周辺の住環境を考えた照明にしてほしい。
 - ・屋外広告物の設置者は、住宅都市である世田谷区に掲出するということを踏まえて計画してほしい。

4. ガイドライン素案の内容

- ・「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案概要版」のとおり・・・資料1
- ・「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案」のとおり・・・資料2

5. 今後の予定

平成29年	9月	都市整備常任委員会（素案報告）
	10月1日～22日	ガイドライン素案の公表・区民意見募集
	12月1日	風景づくり委員会（案審議）
	12月26日	都市計画審議会（案報告）
平成30年	1月	政策会議（区民意見募集結果及び案、条例改正案報告）
	2月	都市整備常任委員会 （区民意見募集結果及び案、条例改正案報告）
		区議会第1回定例会（条例改正提案）
	3月	ガイドライン策定
	4月～6月	周知期間
	7月	ガイドライン運用開始 改正風景づくり条例施行（予定）

風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案 概要版

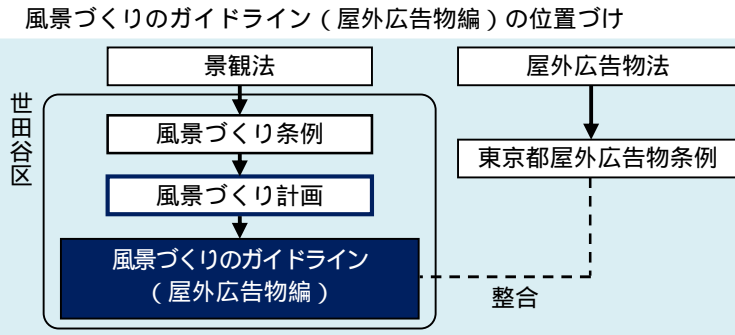
1 風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）について

(1) 目的

屋外広告物は、まちなかで必要な情報を提供してくれる重要な存在であるとともに、公共空間に向かって掲出されるため、周辺の風景に大きな影響を与える要素の一つです。
 そのため、地域らしさの感じられる魅力的な風景づくりには、街づくりと連携し、建築物との調和や街並みとしての一体感を意図して屋外広告物を計画することが必要不可欠です。
 そこで世田谷区では、風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）を作成し、屋外広告物による風景づくりの誘導を進めていきます。

(2) 位置づけ

世田谷区の風景づくり計画「第7章 屋外広告物の表示に関する事項」に基づき、地域の風景に寄与する屋外広告物の表示に関する考え方を示すものであり、東京都屋外広告物条例や関係法令と整合するものです。



(3) 対象となる屋外広告物

「東京都屋外広告物条例に規定される広告物（屋外広告物法第2条第1項）」に加え、風景づくりに影響を与える表示物として「窓面の内側を利用した広告物」も対象とし、これらをまとめて「屋外広告物」と呼びます。

東京都屋外広告物条例に規定される広告物

広告塔、広告板、小型広告板、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、電柱・街路灯柱利用広告物、標識利用広告物、広告宣伝車、バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式のもの、左記以外の車体利用広告物、アドバルーン、広告幕、アーチ、装飾街路灯、店頭装飾

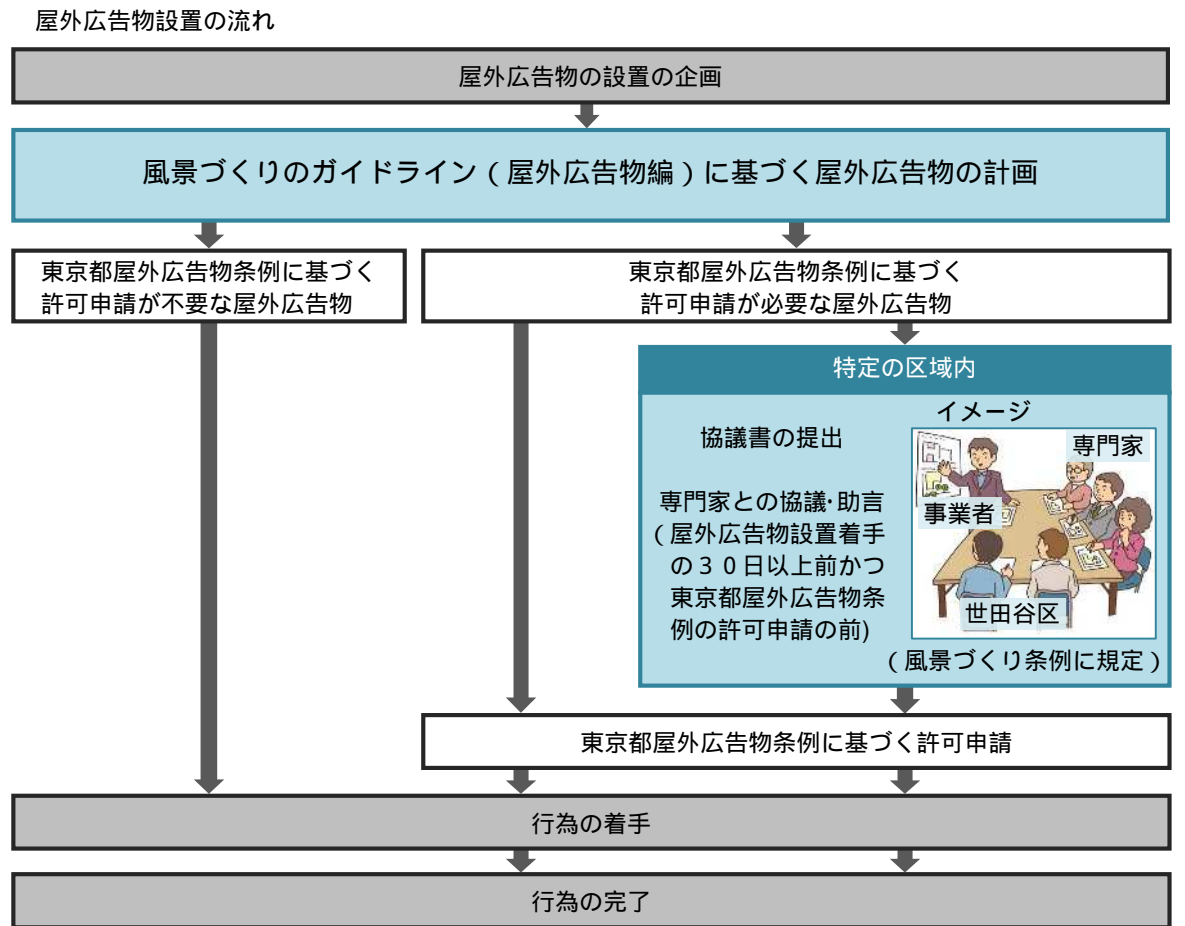
風景づくりに影響を与える表示物

窓面の内側を利用した広告物



(4) 屋外広告物設置の流れ

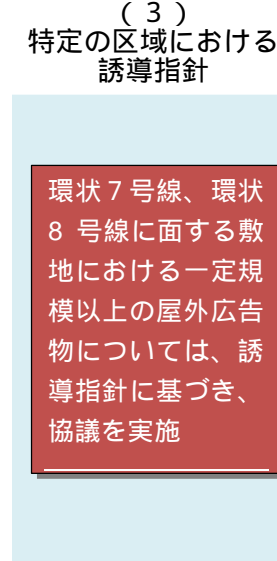
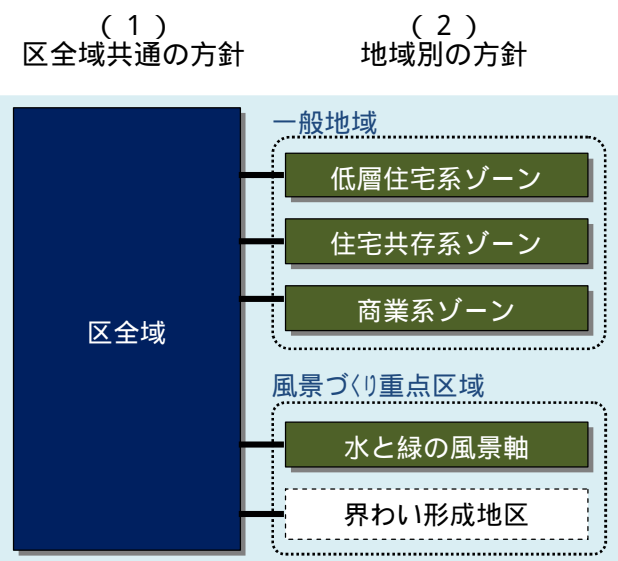
区内で屋外広告物を設置する場合には、「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」に基づき企画・計画するものとします。
 特定の区域における一定規模以上の屋外広告物の設置については、より良い風景になるよう協議を行います。



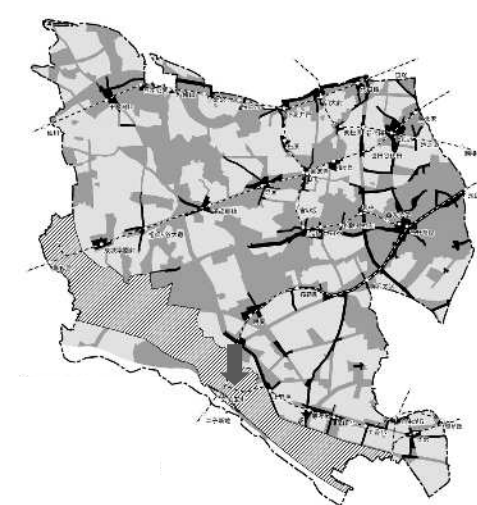
小規模な屋外広告物については、「広告風景のデザインブック」が参考になります。

2 屋外広告物の誘導方針・指針

屋外広告物の誘導方針は、世田谷区全域を対象とした「区全域共通の方針」及び、風景づくり計画に基づく景観計画区域の区分に応じた「地域別の方針」により示します。
 地域の風景づくりに影響が大きいと認められる屋外広告物に対して特に効果的な誘導を行うため、特定の区域を定め、区域の特性を踏まえた具体的な誘導指針を設定し、協議による誘導を行います。



景観計画区域の区分



区分	該当する用途地域など
一般地域 □ 低層住宅系ゾーン	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
□ 住宅共存系ゾーン	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、市街化調整区域
■ 商業系ゾーン	近隣商業地域、商業地域
風景づくり重点区域 ▨ 水と緑の風景軸	国分寺崖線とその周辺
□ 界わり形成地区	「水と緑の風景軸」以外で、風景づくりを重点的に推進する区域（指定ごとに追加） * 現在指定なし

(1) 区全域共通の誘導方針・基準

< 誘導方針 >

街のにぎわいや地域らしさを演出するために、屋外広告物の一つひとつの質を高めるとともに、屋外広告物を設置する敷地の周辺や地域の特徴を踏まえ、魅力的な風景をつくります。

屋外広告物を計画する際の基本事項を「情報」「文字」「色彩」「大きさ・位置」「照明」「素材」「図・記号」「トータルデザイン」「特定の広告物」の9つの項目に整理し、誘導基準として示します。



誘導基準の例

③ 色彩

誘導基準 色数はできる限り少なくする

< 誘導基準例 >



使用する色の数を絞ることで、周囲の住宅地の風景になじむ

(2) 地域別の誘導方針・基準

一般地域・低層住宅系ゾーン

< 誘導方針 >

それぞれの地域がもつ特性を活かしながら、みどり豊かでゆとりや落ち着きのある街並みを維持・創出し、さらに質の高い魅力的な住宅地の風景づくりに寄与するよう屋外広告物の誘導を図ります。

一般地域・住宅共存系ゾーン

< 誘導方針 >

様々な用途や規模の建築物に配慮しながら、調和のとれた街並みとなるように屋外広告物の誘導を図ります。また、隣接する低層住宅系ゾーンの街並みに配慮した誘導を行います。

一般地域・商業系ゾーン

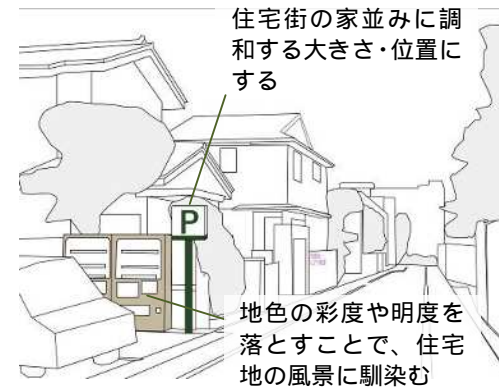
< 誘導方針 >

それぞれの屋外広告物の特性や商店街など地域の取り組み、地域資源を活かし、個性豊かで賑わいのある風景をつくります。また、安心・快適な歩行者空間を創出し、街の顔や拠点として魅力ある風景づくりを目指します。

水と緑の風景軸

< 誘導方針 >

自然環境に恵まれた世田谷区を代表する田園都市的な風景を有する場所として、みどり豊かでゆとりや落ち着きのある街並みを維持・創出し、さらに質の高い魅力的な住宅地の風景づくりに寄与するよう屋外広告物の誘導を図ります。また、二子玉川駅周辺や環状8号線などの幹線道路沿道では、それぞれの屋外広告物の特性や商店街など地域の取り組み、地域資源を活かし、個性豊かで賑わいのある風景をつくります。



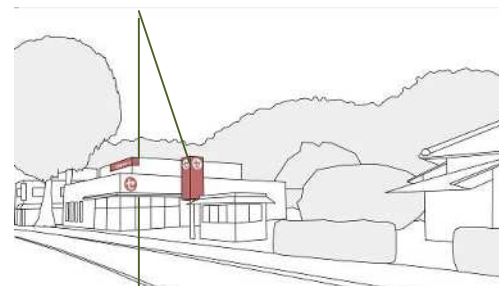
夜間の照明などによる周辺の住環境への影響が大きくなる位置では、掲出を控える



高層部の広告物の地色は低彩度にする



屋上を利用した広告物や広告塔などは、崖線の緑の中に収まるように設置



屋外広告物の地色に彩度を抑えた色彩を選ぶことで、緑豊かな風景に調和する

(3) 特定の区域における誘導指針・基準

幹線道路は、区内では屋外広告物が比較的多い場所のひとつです。特に表示面積が大きく遠くから視認しやすいため、広範囲の風景に影響を与えるものが多く見られます。そのため、世田谷区を代表する幹線道路である環状7号線及び環状8号線沿道の屋外広告物の誘導を先導的に行います。

具体的には、区全域共通及び地域別の誘導方針・基準に加えて、独自の誘導指針と誘導基準を示します。また、下記に示す規模の屋外広告物を設置及び表示面を変更する際は、協議を行いながら魅力的な幹線道路沿道の風景づくりに取り組みます。

区域：環状7号線及び環状8号線に面する敷地
規模：東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要な広告物のうち、広告物の表示面積の合計が10㎡を超えるもの



< 誘導指針 >

沿道の建築物との一体感やスカイラインとの調和、後背の低層住宅地や歩行者などへの配慮を図ることにより、街の骨格として、秩序ある空間を創出します。



風景づくり条例の改正

風景づくり条例を改正し、特定の区域における一定規模以上の屋外広告物(東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要なもの)について、協議書の提出を求めることを定めます。

今後のスケジュール

- H29年 10/1 ~ 22 区民意見募集
- H30年 2月 区議会第1回定例会(風景づくり条例改正提案)
- 3月 風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)決定
- 4~6月 周知期間
- 7月 風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)運用開始
改正風景づくり条例施行(予定)